

ONE CONNECTION: Japan to ASEAN

AEC Task Force



Newsletter

April 2015

"One Connection: Japan to ASEAN"の 発行にあたって

2015 年末までに、ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community; AEC) が発足します。ASEAN は政治安全保障共同体、社会文化共同体、経済共同体の 3 つの組織から構成されますが、いうまでもなく AEC がその目玉であり、AEC は「ASEAN 域内では、物とサービスが関税も非関税障壁もなしに国境を越えて自由に移動し、業界基準が統合され、異なる外国投資規制に邪魔されることなく投資が行われ、熟練した労働者がこれを必要とする場所に自由に移動できる」単一の市場を創設しようという大胆な構想です。日本は ASEAN にとって最大の投資国の一つであり、日本からみても、地域としてみた場合 ASEAN は中国を超える最大の投資先となっています。しかし、AEC の発足により、日本企業の ASEAN ビジネスがどのような影響を受けるのか、日本企業は ASEAN ビジネスをどう再構築していくことを迫られるのかについて、十分に検討し、ビジョンを持っている企業はごく少数であるにすぎません。そもそも AEC とは何なのか、AEC の発足によって何ができるようになり、どのようなビジネスチャンスが広がるのか、チャンスを逃さないために何をすべきかについて検討するための基礎情報すら、満足に入手できていないのが現状ではないでしょうか。

AEC の成立によりまず影響を受けるのは、域内でより大きな競争に晒されることとなる AEC 加盟 10 か国の企業です。また、日本同様、ASEAN に大きな投資をしている中国、米国、EU 等の企業も大きな影響を受けます。私ども Baker & McKenzie は、数年前から、ASEAN 域内の主要 7 か国で計 500 名以上の弁護士を擁する、タイ、ベトナム、ミャンマー、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピンの各オフィスにおいて ASEAN フォーカスチームを発足させ、AEC について研究を重ねてきました。すでに、ASEAN 域内・域外のクライアントに対して法律面・税務面含めたさまざまな助言を提供しており、AEC 関連業務についてはその経験の蓄積と専門性の高さにおいて他の追随を許さないものと自負しております。

本ニュースレターでは、いまだ AEC について情報の少ない日本企業に向け、東京オフィスに設置された AEC Task Force から、このような成果の一端をお届けしようと思っております。

今後月 1 回発行される予定のニュースレターは、2 部構成となっています。第 1 部では、Baker & McKenzie が英国の経済紙「The Economist」の調査機関であ

る The Economist Intelligence Unit に委託し、大手グローバル多国籍企業のビジネスリーダー171名を対象に、AECの成立が各社の事業戦略にどのように影響すると見ているかについて調査を行った「Re-drawing the ASEAN map」と題するレポートをご紹介します。また、第2部では、ASEANに投資する日本企業がAECを具体的に利用するための情報をお届けします。AECの創設をビジネスにどう生かしていくか、その手法には様々なものが考えられますが、一つの目玉として、日本企業がASEAN域内に有する子会社をピークルとして、ASEAN加盟国のサービス業に参入する機会が高まることが期待されています。本号から何回かに分け、具体的にどの国のどのサービス分野に参入するに当たりAECにより導入される制度を使うことができる可能性があるか、留意点は何かについて各国の状況をお伝えします。第1回は、特に最近外資規制に保護主義化の傾向が見られると懸念されているインドネシアです。

本ニュースレターは、単に一般的な情報を提供するだけのものではなく、ASEANビジネスを本気で再検討したいという皆様に、現実的に使えるツールとなることを目指しています。今回のニュースレターをお読みいただき、ASEAN戦略について改めて検討したい、そのためにさらに情報がほしいとお考えいただきました場合は、本ニュースレターの配信リストにご登録いただき、また、どのような情報を必要とされているかフィードバックをいただければと存じます。このニュースレターは、そのような双方向コミュニケーションの中で真に必要なとされる情報を提供するものとしていきたいと考えています。また、現在、Baker & McKenzieのASEANフォーカスチームは、本年1月のシンガポールを皮切りに、ASEAN加盟国各国において順にAECに関するクライアントフォーラムを開催しております。このフォーラムは日本においても10月に開催される予定であり、各国の法務・税務のAEC専門家が来日いたしますので、ご参加をいただければと思います。



穂高弥生子
パートナー
コーポレートM&Aグループ

第1部 Re-drawing the ASEAN Map

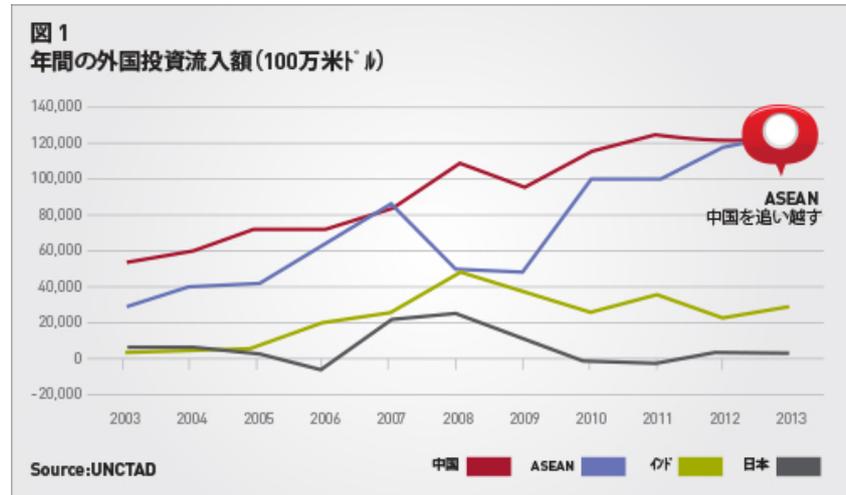
第1章 イントロダクション

Baker & McKenzie が英国の経済紙「The Economist」に依頼して、ASEANに拠点を置くグローバル企業171社を対象に行った調査によれば、回答者の97%がASEAN経済共同体(AEC)の発足を確信しており、ASEANを統合された単一の経済市場とみなし、それを前提としたビジネス戦略を検討した実施していることが判明した。

Key Points

- 1 ASEAN 10か国以上に共通項を持たない地域を見つけるのは難しい
- 2 極端な多様性にもかかわらず、ASEANは着実に統合を推し進めている

ASEAN を構成する 10 か国は世界中でいま最もエキサイティングである。ASEAN 各国への外国投資流入額がこれを端的に示している。2013 年度は、ASEAN 各国に対する外国投資流入額が史上最高になったのみならず、ついに中国に対するそれを上回った（図 1）。東南アジアおよびこの地域内の各国をつなぐ ASEAN が世界中から注目されているのである。



ASEAN 内の企業であると外資企業であるとを問わず、この地域に投資しようとする企業の前には巨大な機会が広がっている。しかし、機会をつかむには、多くの戦略上の困難に直面し、決断を迫られることになる。中でも、どこまで ASEAN を一つの統合市場とみなしてビジネスを行うべきかの判断は悩ましい問題である。ASEAN を単一の経済ブロックと考え、地域に単一の戦略を適用すべきか、それとも、各国ごとの違いに重きを置き、それぞれを個別に扱うべきなのか？

この地域が様々な形で統合を深めていることは疑いない。地域統合のもっとも強力な推進力となるのが、2015 年中に発足が予定されている ASEAN 経済共同体 (AEC) である。AEC のゴールは、単体では比較的小規模にとどまる ASEAN 10 か国を統合し、全体として経済的に意味のある「単一の市場と生産基地」を創設することである。

ASEAN 加盟国は、様々な手法で、ASEAN 地図に引かれた国境を低くしようとしている。しかし、企業側はどの程度これが可能だと考えているのであろうか。かかる努力は有益なものか？また、ビジネス上の戦略にどのような影響を与えるのか？

本調査は、以下の諸点を明らかにするものである。

- ・企業は ASEAN を一つの統合された経済ブロックと認識しているのか、あるいは 10 個の別個の経済体と認識しているのかを理解する。
- ・ASEAN 戦略に関し、「地域的アプローチ」をとろうとするトレンドとこれに立ちはだかる問題を理解する。
- ・同じ ASEAN 域内でも、異なるタイプの企業はそれぞれ異なる戦略を用いようとしていることを理解する。

本報告を作成するに当たっては、ASEAN 地域で事業を行う 171 社のビジネスリーダーに対して調査を行った。調査対象となった企業の属する産業はさまざまであるが、いずれもが大企業であり、その 78% のグローバル売上は 10 億米ドルを上回っている。

回答者の多くは非 ASEAN 企業に属しているが（ASEAN 域内に本部を置くのはわずかに 14%にすぎない。）、調査対象のほぼ半数は ASEAN 域内に製造拠点を構えている。また、60 数パーセントの企業がいわゆる B2B、約 40%の企業が B2C にフォーカスしている。

このほか、ASEAN で事業を行うビジネスリーダー11 人に詳細インタビューを実施し、ASEAN ビジネスに対する見解をヒアリングした。

第 2 章 ASEAN は多様性を克服できるか？

多様性という大きな困難にも関わらず、ASEAN 10 各国は統合を深めている。ビジネス界は ASEAN 経済共同体の成立を確信している。

ASEAN 加盟国よりも共通点が少ない 10 各国を見つけるのは難しい。たとえば、最富裕国であるシンガポールは ASEAN 最貧国であるミャンマーに比べ、一人当たり GDP が 76 倍も大きい。インドネシアの人口は 2 億 5,100 万人であり、ブルネイの 600 倍である。政治体制は独裁国家から民主主義、経済システムは社会主義から資本主義までさまざまであり、宗教や言語に至ってはより多様性が大きい（表 1）。

| | 経済規模 (10億米ドル) | 人口(100万) | 1人当たりGDP(米ドル) | 2013年から2018年にかけての年間経済成長率 (実質GDP)(%) |
|--------|------------------|----------|---------------|--|
| ASEAN | 2,397.54 | 625.31 | 3,770 | 5.64 |
| ブルネイ | 16.18 | 0.42 | 38,760 | 3.10 |
| カンボジア | 16.20 | 15.14 | 1,070 | 7.44 |
| インドネシア | 868.35 | 250.80 | 3,460 | 6.18 |
| ラオス | 11.00 | 6.78 | 1,620 | 7.35 |
| マレーシア | 313.16 | 29.72 | 10,538 | 5.64 |
| ミャンマー | 44.85 | 61.95 | 724 | 7.06 |
| フィリピン | 272.07 | 98.39 | 2,770 | 5.94 |
| シンガポール | 297.94 | 5.40 | 55,183 | 4.76 |
| タイ | 387.25 | 67.01 | 5,780 | 4.49 |
| ベトナム | 170.55 | 89.71 | 1,901 | 6.38 |

Source: Economist Intelligence Unit; data for 2013

実際、ASEAN 加盟国の唯一の共通点は地理的な近接性だけであるといってもいいかもしれない。しかし、かかる多様性にもかかわらず、この地域は急速に統合を進めている。

ボトムアップの統合

域内の貿易高を例にとろう。2000 年から 2013 年の間に、ASEAN 域内の貿易高は 3 倍の 6,070 億米ドルとなった。また、域内への外国投資額も、2000 年には年間 9 億米ドルだったのが、2013 年には 213 億米ドルとなっている。ASEAN 域内での渡航者の数からも地域統合の深まりがわかる。2000 年に他の ASEAN 加盟国を訪れた ASEAN 市民の数は 1,590 万人だったが、2012 年にはその 2 倍以上の 3,990 万人となっている。

このような地域統合の深化はその大部分がボトムアップのプロセスによるもので、私企業や市民の努力によるところが大きい。会社が成長す

る際に最初に検討するのはもっとも近接した市場である。同様に、ASEAN 市民もより豊かになり高い教育を受け、仕事を探しにまたは休暇を過ごしに渡航しようとする場合、まず訪れるのは近隣諸国なのである。

トップダウンの統合

他方、ASEAN 事務局からのトップダウンの政策も統合に一定程度寄与している。1967年にASEANが誕生したとき、この地域には領土をめぐる紛争が頻発し、社会主義の広がり脅威となり、政治的な不安定が蔓延していた。したがって、当初、ASEANの目標は、地域の調和を促進するため近隣諸国による安全保障機構を創設するということにあった。この目的は達成され、長きにわたる平和の時代に東南アジアは驚異的な経済成長と生活水準の向上を遂げることとなる。

1967年以降、ASEAN地域の目標は進化する。1992年、ASEANはASEAN自由貿易地域協定を締結し、加盟国間の関税障壁削減が目標とされた。現在、ほぼ全ての物品がASEAN域内に関税なしで動いている。しかし、非関税障壁はいまだに高い。

共同体の理念

2007年、ASEAN 10か国は2015年までにASEAN経済共同体（AEC）を発足させることに合意し、最も大きい一歩を踏み出した。AECとは、物とサービスが関税も非関税障壁もなしに国境を越えて自由に移動し、業界基準が統合され、異なる外国投資規制に邪魔されることなく投資が行われ、熟練した労働者がこれを必要とする場所に自由に移動できる、という単一の市場を創設する構想である。

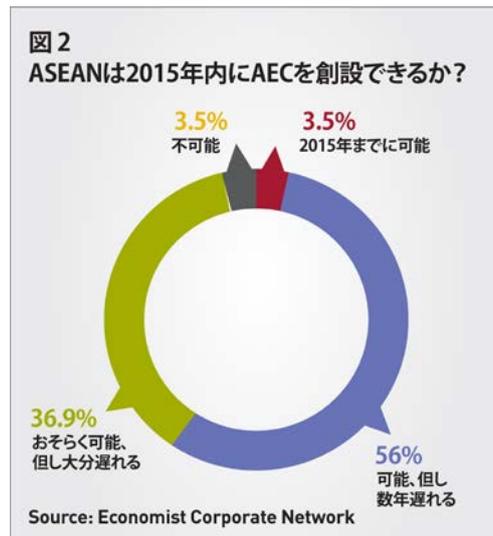
AECの構想は、統合の深化が経済成長を促進するという認識から生まれたものであるが、同時に、中国およびインドの台頭に対抗するために創出されたという側面もある。東南アジア各国のリーダーは、10か国が統合することにより、ASEANが新興アジアにおける強大な第3の経済エンジンになりうると期待したのである。

AECは野心的な構想であるが、困難を孕んでいる。特に、統合の過程で主権を制限されることをASEAN各国は躊躇している。ASEAN加盟国間での信頼関係の欠如が統合への大きな障害になると指摘する専門家もいる。また、競争に晒されることに抵抗する強力な地場産業が存在するASEAN加盟国で、保護主義的な感情論が高まっていることを懸念する者もいる。ASEAN事務局に対する投資が行われていないことに注目する向きもある。EUは3万人ものスタッフを抱えているが、現時点で、ASEN事務局のスタッフは300名以下である。

AECへの期待

それでもなお、困難にかかわらずAECの形成は進んでいる。共通の業界基準の導入をはじめ、AECの創設はスケジュールより遅れている。しかし、ロールアウトの遅れにかかわらず、ビジネスリーダーたちはこの変化をポジティブにとらえている。我々の調査によれば、AECの構想が実現すると確信していると回答した者は60%近くに上るのに対し、

これが失敗に終わるだろうと考えているのはわずか 3.5%に過ぎない (図 2)。



第 2 部 AEC を利用したサービス業への参入—インドネシア編—

AEC の下で実施されるサービス業の域内自由化推進は、日本企業にとっても、ASEAN 各国のサービス業に参入する大きなチャンスとなる。ただし、「自由化」の内容および程度は各国ごとにばらつきが大きく、また、FTA などの他の自由化との比較、さらには、外資規制以外の参入障壁がないかどうかのチェックも重要となる。

Key Points

- 1 インドネシアのネガティブリストは、AEC に配慮した内容となっている
- 2 特に、インターネット、教育、運輸などの分野で自由化が進んでいる
- 3 ただし、他の許認可制度、輸入規制などにより結局参入障壁が高いままの分野も多い

AEC 下で導入される措置を利用したサービス業への参入

AEC の成立に伴って日本企業が考えなければならないビジネス上のポイントの一つに、「ASEAN 企業」を通じた ASEAN 加盟国でのサービス業への参入がある。AEC が戦略目標とする「単一の市場と生産基地」を構成する要素の一つに「サービスの自由な移動」がある。AEC は、このサービスの自由な移動を、モード 1「越境取引」、モード 2「国外

消費」、モード3「商業拠点」、モード4「自然人の移動」に分けそれぞれ自由化を推し進めているが、その目玉となるのがモード3の業務上の拠点を通じてのサービス提供であり、ASEAN域内の他の加盟国のサービス業に投資する場合の外資出資比率制限を70%以上にまで緩和することをゴールと設定している。このようなASEANにおけるサービス自由化は、1995年に締結されたASEANサービス枠組み協定(AFAS)に則って進められているものである。

いうまでもなく、サービス業はいずれの加盟国においても最も外資出資制限の厳しい分野であり、外資に過半数の出資比率が認められることはまれである。したがって、サービス業に参入しようとする場合、過半数を掌握することとなるJVパートナーの選定は頭の痛い問題である。この点、70%の出資比率を確保できるのであれば、サービス業への進出にとって大きな促進力となる。

このモード3の自由化は、ASEAN資本の企業が他のASEAN加盟国に投資する場合に認められるものである。しかし、例えば、ASEAN域外の企業が究極の株主であるASEAN企業であっても、一定の要件を満たせば自由化の恩典を受けられるASEAN企業と認められることとされており、例えば、日本企業がシンガポールの子会社を利用してサービス分野での外資制限が厳しい加盟国への参入を図ることが可能となりうる。

モード3の自由化を利用するに当たっては、ビークルとして利用しようとしているASEAN域内の子会社が、参入しようとしている対象加盟国の基準において、ASEAN企業としての要件を満たすかどうかの検討が必要である。しかし、その前提として、当該国で、いかなるサービス分野が、どの範囲で、どの程度自由化されているのか、また、AECによる自由化が実施されているにもかかわらず、その他の各国規制によって自由化の程度が減殺されていることはないか、等を検討することが必須となる。

この点に関する情報は、ASEAN事務局ないし各国のホームページ等で公開され、これを見ればすぐにわかるといった簡単なものではない。AECは、EUと異なり、各国の足並みがそろわなくても各自ができるところから順次統合していくというところに最大の特徴があり、いずれの分野がどの程度解放されているかは各国ごとにバラバラとあってよく、また、アジア各国の法規制と同様、解釈や実務の運用にゆだねられている点が多いのが実情だからである。

今回は、Baker & McKenzie ジャカルタオフィスの協力を得て、外国投資政策に関して近時保護主義的な傾向が台頭していると懸念されているインドネシアの状況を取り上げる。

ASEC との整合性

ASEAN企業であれ、非ASEAN企業であれ、インドネシアに投資を考える企業がまず参照するのがいわゆる「ネガティブリスト」である。最近では2014年に改訂されたこのリストは、各ビジネス分野で許容される外資出資比率の上限を定めている。原則的には、ネガティブリストに

協力：Baker & McKenzie
ジャカルタオフィス ASEAN
フォーカスチーム



Mark Innis
コンサルタント (ジャカルタ)
Mark.Innis@bakermckenzie.com



Mochamad Fachri
パートナー (ジャカルタ)
Mochamad.Fachri@bakermckenzie.com



Bruce Leishman
カウンセラー (ジャカルタ)
Bruce.Leishman@bakermckenzie.com

明記されていない分野への外国投資には規制がないはずであるが、現実の運用は必ずしもそうになっていない。

下記のとおり、現行のネガティブリストは、AECが、加盟国に対して、特定の分野において ASEAN 投資家に対し通常より高い外資出資比率での投資を認めることを要求していることとの整合性に配慮したものとなっている。しかし実務上は、かかる優遇措置に、地域制限その他の制限がさらに課され、結果として投資家に対する吸引力が弱まっている場合もある。

インドネシアは、インターネット・電話サービス、教育、運輸などの分野で、サービス貿易に関する ASEAN サービス枠組み協定 (AFAS) の遵守を進めているが、他方、通信、流通、教育サービス、ヘルスケアおよび旅行業などでは、AFAS との調和が必ずしも進んでいない。

いずれにせよ、インドネシアに対する投資を検討する場合には、セクター特有の規制その他の行政上の規制が当該ビジネスにどのように適用されるかの判断を個別に行うことが必須である。

市場へのアクセス

インドネシアは、これまで、他の加盟国に比べてより外国投資家に対して市場を開放していると主張してきた。このように比較的開放が進んでいるとされることを受け、4年ぶりとなる 2014 年のネガティブリストの改訂においては、目立った自由化は見られなかった。農業、通信、流通および冷蔵ビジネスなどの分野においては、かえって外国投資の制限が強化されている。他方、自由化された分野には、港湾設備の拡張やエネルギーなどが含まれ、政府が外国投資を受けることによる利益があると判断した分野を優先させたものとなっている。

多くの例外はあるものの、インドネシアにおける外国投資規制はおおむね AEC における約束事項を遵守したものとなっている。しかしながら、これ以外の商業上の制限が大きな障害となる場合も多い。例えば、煩雑でかつビジネス分野ごとに大幅に異なる許認可制度、輸入規制、ローカルコンテンツの要請、外国人スタッフに関する労働法上の問題などである。

AEC での約束事項や他の自由化政策にもかかわらず、また、エネルギー効率化やインフラプロジェクトなどの主要産業の持続的成長のためには外国投資が必要であるとの政府の認識にもかかわらず、かえって市場参入障壁が高くなっているように見受けられる分野すら存在している。

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



穂高 弥生子
パートナー
Tel: 03 6271 9461
Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

ASEAN 投資家に対して外国投資制限が緩和されている分野の例

| | |
|---------|--|
| 運輸サービス | |
| | 国際海上運送（乗客および貨物向け）は ASEAN 投資家に対して 60%開放（非 ASEAN 投資家に対しては 49%まで） |
| | 海上貨物取扱サービスは ASEAN 投資家に対して 60%まで開放（非 ASEAN 投資家に対しては 49%まで） |
| 医療サービス等 | |
| | 病院サービス（専門）、クリニックおよび歯科医院は ASEAN 投資家に対して 70%まで開放（ただし、Makassar と Manado を除くインドネシア東部の都市部で行う場合）（非 ASEAN 投資家に対しては 67%まで開放し、インドネシア全域で可能） |
| | 看護サービスは ASEAN 投資家に対して 51%まで開放（Makassar と Manado で行う場合）また、インドネシア東部のそれ以外の都市部で行う場合は 70%まで開放。非 ASEAN 投資家に対しては 49%まで（インドネシア全域） |
| 商業等 | |
| | 民間意識調査、市場調査サービスは ASEAN 投資家に対して 51%まで開放（非 ASEAN 投資家には閉鎖） |
| 観光業等 | |
| | バリまたはジャワに所在する宿泊施設の提供（モーターなど）は ASEAN 投資家に対して 70%まで開放、ただしそれ以外の地域では 49%まで。非 ASEAN 投資家の場合は 49%を上限とする（ただしインドネシアの中小企業とパートナーシップを組成する場合には 51%まで）。1つ星または2つ星ホテルは ASEAN 投資家、非 ASEAN 投資家いずれの場合も 51%まで。4つ星または5つ星ホテルはすべての投資家に対して 100%開放。 |
| | 映画の広告宣伝（広告、ポスター、バナー、パンフレットおよびビルボードなど）は ASEAN 投資家に対して 51%開放（非 ASEAN 投資家に対しては閉鎖） |
| | ゴルフコースの運営は ASEAN 投資家に対して 100%開放、ただし、バリまたはジャワに所在する場合は 70%開放（非 ASEAN 投資家に対しては 49%まで、またはインドネシアの中小企業とパートナーシップを組成する場合には 51%） |

本ニュースレターは一般的な情報を提供するためのものであり、ベーカー&マッケンジー法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありません。個別具体案件に関しては、別途専門家から助言を受けてください。